

尾張旭市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年2月3日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、都市整備部（都市計画課、都市整備課・三郷駅周辺整備推進室、土木管理課及び公園農政課）に係る令和7年度（令和7年10月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和7年11月25日から令和8年1月29日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 都市計画課に係るもの

**是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第13条によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通

知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている（会計管理者が特に指定するものについては、願書、届出書、申請書その他これに類する書類をもって納付書兼領収書に代えることができる。）。

しかしながら、同課は、簡易な方法により納入の通知をした市営バス回数乗車券等販売収入及び町名設定図・都市計画図等販売収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

(イ) 同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、保管用手提げ金庫の中に、簿外の金券類及び現金（以下「簿外金券類等」という。）が存在していた。同課が確認したところ、あさぴ一号を育てる会と記載した袋に存在した簿外金券類等については、同会は市民有志による団体で、平成19年度頃に発足し、平成25年度に解散していることから、取得経緯・時期等の詳細は不明であった。また、その他の簿外金券類等については、いずれも取得時期は不明だが、公金で購入したものであった。

ここで、同課が手提げ金庫の中に簿外金券類等が存在することを認知していなかったことは、郵便切手等金券類の管理体制に直ちに改善すべき不備があることを示していると言わざるを得ない。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

#### 【簿外金券類等】

	名称	枚数又は金額
切手と記載した袋	10円切手	1枚
	50円切手	1枚
	80円切手	1枚
	82円切手	1枚
	120円切手	3枚
建築住宅係と記載した もの	2円切手	1枚
	10円切手	10枚
収入印紙と記載した袋	2,000円収入印紙	3枚
あさぴ一号を育てる会 と記載した袋	現金	1,790円
	80円切手	12枚
	100円市営バス回数券	28枚

#### (2) 都市整備課・三郷駅周辺整備推進室に係るもの

##### ア 是正改善すべきもの

(ア) 会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により

納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、同課は、各筆各権利別清算金明細書にかかる証明代について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (イ) 尾張旭市街づくり（狭い道路路線整備）支援の助成に関する交付要綱（平成31年尾張旭市要綱等）第9条において、除去及び移転対象者は、尾張旭市街づくり（狭い道路路線整備）支援要綱に関する基準（平成28年尾張旭市要綱等）第6条に規定する助成金の交付を受ける場合は、尾張旭市街づくり（狭い道路路線整備）支障物件の除去及び移転に対する助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとされている。

ここで交付申請書を見ると、「尾張旭市街づくり（狭い道路路線整備）支援要綱に関する基準第5条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。」とされ、本則と様式の整合がないものとなっていた。

なお、実際に、除去及び移転対象者は、この本則と整合のない様式を用いて助成金の交付を申請していた。

要綱等は整合性のとれたものとされたい。

#### イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (ア) 本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。

しかしながら、同課は、暮らしのみち整備工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (イ) むらしのみち整備工事の設計において、舗装工のうち下層路盤工の数量を $70\text{ m}^2$ と計算していたが、数量計算書から工事数量総括表への転記の際に、誤って「 $72\text{ m}^2$ 」と記載していた。

このことにより、設計金額を19,993,600円（正しくは、19,990,300円）としてしまい、3,300円の過大設計となっていた。

設計事務を適切に実施されたい。

### (3) 土木管理課に係るもの

#### ア 是正改善すべきもの

(ア) 会計規則第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、書類・図書等複写料については、その根拠等を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により、普通地方公共団体の長は、債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならず、会計規則第20条の規定により、督促は、督促状兼領収書（会計規則第3号様式）を発することによるものとなっている。

同課は、市有財産賃貸借契約を締結した者に対し、令和7年4月2日付けで、令和7年度貸付料の納入を通知（納期限は同年5月16日）した。同者は、納期限を過ぎても納入しなかったが、同課は、口頭で納入の催促をするのみで、督促状兼領収書を発していなかった。

なお、同貸付料は監査実施時点においても未納であった。

債権管理事務を適切に実施されたい。

(ウ) 道路法（昭和27年法律第180号）第73条第1項及び尾張旭市道路占用料条例（昭和51年尾張旭市条例第14号）第5条第1項の規定により、道路占用料を納付しない者がある場合において、道路管理者は、納付期限より1月以内に督促納期限を定め督促状により督促しなければならない。

しかしながら、同課は、同条例第2条の規定により算定した令和6年度の道路占用料27,300円（令和6年5月7日付けで納入を通知。納期限は同年6月7日。）を納付しない者に対し、令和7年4月14日付けで督促していた。

また、同法第73条第2項並びに同条例第5条第2項及び第3項の規定により、督促した場合においては、延滞金（占用料の額が1,000円以上である場合に、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額）及び手数料（督促状1通につき通常葉書の料金の額に相当する額）を徴収するものとされている（延滞金額が100円未満のときは、これを徴収しない。）。

しかしながら、同課は、前述の者が令和7年5月20日に当該道路占用料を納付したことにより徴収すべき延滞金2,790円及び手数料85円を徴収していなかった。

債権管理事務を適切に実施されたい。

- (エ) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条によれば、随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（同条第6号）は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

契約制度を所管する総務部総務課によれば、同号の「契約金額が少額」とは、契約規則別表で定めのある、契約の種類に応じた額の範囲内のことである。

土木管理課は、土地売買契約（市から買請人への売渡、契約金額1,115,444円）において、契約規則別表では、財産の売払いは50万円とされているにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

#### **イ 注意すべきもの**

同課は、幹線道路補修工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

#### **(4) 公園農政課に係るもの**

##### **ア 是正改善すべきもの**

- (ア) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、都市公園浄化槽等維持管理業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、農政講座参加料について、調定を決議することなく、令和7年7月21日に納入の通知をしていた。

適時適切に調定を決議されたい。

なお、同課における調定の決議については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(カ) 吉賀池湿地管理委託の契約締結について、令和7年4月1日付けで起案したが、決裁権者（課長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月4日であった。

事務処理を適切に実施されたい。

(エ) 尾張旭市公印規程（昭和47年尾張旭市規程第4号）第10条第1項の規定により、公印の押印を必要とする様式等で公印の印影を印刷することが適当であるものについては、管守者の承認を受けた上で、公印の押印に代えてその印影又はこれを縮小した印影を印刷することができる。

同課は、都市公園使用料の納入通知について、これまで、納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式）を施行する際、現在の市長印（一般文書用（総務課長管守））に改刻（平成25年10月25日付け尾張旭市告示第115号）される前の同印を縮小した印影を印刷したものを使い続けていた。

また、同規程第10条第2項により、公印の印影を印刷しようとする者は、印影印刷承認願に様式等の見本を添えて、管守者の承認を受けなければならぬ。しかしながら、同課は、これまで、管守者（総務課長）の承認を得ないまま、前述の印刷を繰り返していた。

公印を適切に取り扱わみたい。

(オ) 同課は、本市の緑化の推進を図るため、毎年度、本市行政に関わりのある事業者に、尾張旭市緑化推進基金への寄附を依頼している。この依頼は、依頼文と会計規則第8条で規定する納入通知書兼領収書を送付することにより行っており、寄附は、事業者が自ら寄附する金額を記載した同書を用いて同額を所定の金融機関に納付することによりなされている。なお、同課は、寄附受納後に、調定を決議している。

この点、同条によれば、納入通知書兼領収書は、歳入の調定（納入すべき金額、納入義務者などを調査の上決議するもの）をしたときに、納入義務者に納入の通知（納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由などを記載した納入通知書であるもの）をする際に用いられるものであり、このような寄附の依頼の際に用いられるべきものではない。

また、同課は、当該寄附依頼においても、前述の指摘と同様に、これまで、現在の市長印（一般文書用（総務課長管守））に改刻される前の同印を縮小した印影を印刷した納入通知書兼領収書を使い続けていた。

適切な寄附依頼及び公印取扱いをされたい。

(カ) 会計規則第12条の規定により、納入義務者から納入通知書兼領収書を失し、又は損傷した旨の申出を受けたときは、直ちに当該納入義務者に係る納入通知書兼領収書を作成し、その表面の余白に「再発行」と記載して交付しなけ

ればならないとされている。

しかしながら、同課は、ふれあい農園使用料について、納入通知書兼領収書を再発行する際、余白に「再発行」と記載せず交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (イ) 尾張旭市公共用物の管理に関する条例（昭和59年尾張旭市条例第2号）によれば、公共用物の使用料は、使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル若しくは1平方メートルとして計算するものとされている。

しかしながら、同課は、令和7年4月2日付けで、農業用水路のうち5.86m<sup>2</sup>を自動車横断通路として公共用物使用の許可をしたものに係る使用料について、「6m<sup>2</sup>×2, 100円」として計算しなければならないところを、「5.86m<sup>2</sup>×2, 100円」として計算していたことから、294円の過少徴収となっていた。

条例に沿った使用料算定を実施されたい。

#### イ 注意すべきもの

- (ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、農業用施設草刈等委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、吉賀池湿地管理委託及び都市公園清掃業務委託の契約（令和7年4月1日契約締結分及び同年9月25日契約締結分）について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、尾張旭市水道事業（以下「水道事業」という。）（経営政策課及び上水道課）並びに尾張旭市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）（経営政策課、下水道課及び浄化センター）に係る令和7年度（令和7年10月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和7年11月25日から令和8年1月29日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 水道事業に係るもの

**ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 経営政策課において、水道管布設工事（区画整理関連）請負契約締結につい

て、令和7年10月3日付で起案したが、決裁権者（市長）の決裁を得ないまま、同月9日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。

また、上水道課において、断水作業等補助業務委託の契約締結について、令和7年4月18日付で起案したが、決裁権者（課長）の決裁を得ないまま、同月21日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月22日であった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 水道事業職員の被服貸与については、尾張旭市水道事業職員被服貸与に関する基準（昭和62年尾張旭市水道事業要綱等）第3項で、貸与品の管理、返納、賠償及び処分については、尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）によるものとされている。

この点、被服貸与規程第3条の規定により、貸与被服台帳を備えなければならぬところ、水道事業は備えていなかった。

被服貸与事務を適切に実施されたい。

#### **イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）**

尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。）によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。

しかしながら、上水道施設修繕に関して、令和7年11月18日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

#### **(2) 公共下水道事業に係るもの**

##### **ア 是正改善すべきもの**

- (ア) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、下水道課の大規模下水管路特別重点調査委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

しかしながら、下水道課は、指定工事店指定手数料を徴収する際、これまで、

納入の通知をし、同手数料の収納があった後に調定をしていた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

#### イ 注意すべきもの

(ア) 要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。

しかしながら、舗装復旧工事に関して、令和7年10月1日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

(イ) 要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、請負者が公共工事履行保証証券による保証を付した場合で、工期の延長により保証期間の延長変更が必要な場合は、契約担当者は、請負者に工事請負変更契約書案を交付し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとされている。

しかしながら、下水道課の汚水管渠布設工事に関して、令和7年11月6日付けで、当初の工期（同年7月11日から同年11月25日まで）から変更（同年7月11日から令和8年1月19日まで）しているにもかかわらず、保険会社が交付する異動承認書の提出を求めていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

(ウ) 要領によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。しかしながら、浄化センターは、東部浄化センター送風機整備修繕及び西部浄化センター監視制御設備整備修繕の契約時に、契約保証金等整理簿を作成していなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

(エ) 尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年尾張旭市規則第28号）第4条によれば、指定工事店としての指定を受けようとする者は、登記事項証明書など同条第2項各号に掲げる書類を添付して指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。

下水道課は、A社が同申請書に登記事項証明書であるとして、その写しを添付しているにもかかわらず、同申請書を受理の上、同社を指定工事店に指定していた。

規則に沿った事務処理を実施されたい。